

平成30年度諮問第1号

平成30年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求が棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

- 1 処分庁は、平成29年4月27日に審査請求人に対して、福井市〇〇〇〇〇に存する不動産（以下「本件不動産」という。）に係る固定資産税についての納税通知書を送付した。
- 2 審査請求人は、平成29年5月9日以降複数回、1の固定資産税に係る説明を求め、又は相談のため処分庁に電話をし、処分庁は説明を行い、相談に応じた。
- 3 処分庁は、平成29年9月5日、本件不動産の共有持分者である審査請求人の兄に対して、本件不動産のうち審査請求人の兄の持分を差し押さえする処分を行うとともに、代位登記によって、審査請求人の父母から審査請求人への本件不動産の持分移転登記を行った。
- 4 処分庁は、平成29年9月12日に審査請求人に対し、1に係る督促状を送付した。
- 5 処分庁は、平成29年9月25日に本件不動産に係る審査請求人の持分について差押処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成29年10月2日に審査請求人に差押調書を発送した。
- 6 審査請求人は、平成29年10月5日に5の差押調書を受け取り、本件処分の内容について平成29年10月13日に知った。
- 7 審査請求人は平成29年10月16日以降複数回にわたり、本件処分に関し説明を求めて処分庁に電話をし、処分庁は電話にて説明を行った。
- 8 審査請求人は平成29年12月27日、福井市長に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求書、補正書及び聞き取りによると、「国税徴収法、地方税法にあっていない。」「〇〇〇〇〇の定年退職が平成24年5月31日でちょうどどういう訳か、その後の平成25年4月から平成29年の5年間の課税明細書がにわかにな平成29年4月に、私に、（〇〇〇〇〇在住）届きまるで〇〇〇〇〇で払えとばかりできすぎていておかしい。聞けば平成〇〇年から兄は〇〇〇〇〇の家の固定資産税を滞納しており、福井市

役所から送られてくる課税明細書（通知書番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）は平成〇〇年の翌年平成〇〇年〇月から発生のはずさかのぼって5年なら平成〇〇年の（〇〇年、〇〇年、〇〇年、〇〇年、〇〇年）4月に送られてくるはず。とにかく兄の居住権は発生しているのでたやすく〇〇〇〇〇を出なくていい。また出ることはいない。」（審査請求書・補正書の理由記載のうち、個人名は省略）旨の主張をしている。審査請求人の主張を要約すると、①課税の期間が誤っており納税の告知が違法であるため及び②本件処分が国税徴収法（昭和34年法律第147号）第153条第1項第2号の規定に違反しているため、本件処分の取消しを求めるものと解される。

## 2 処分庁の主張

本件審査請求を棄却し、及び却下するとの裁決を求めるものである。

- (1) 本件処分に先立つ課税処分において、平成25年から平成29年までの計5年分の課税の通知が平成29年4月に行われた理由として、当初は連帯納税義務者のひとりである審査請求人の兄に対して全額の納税の告知を行っていたが、自主納付による完納が見込めない者と当該時期に判断し、改めて連帯納税義務者である審査請求人に納税の告知を行ったものである。この告知に当たり、時効が成立しているとして平成25年以前の納税の告知は行っておらず、納税の告知は適法に行われている。その納税の告知がその後の滞納処分には影響されず、滞納処分の手続きのうち督促及び差押処分についても適法に行われている。
- (2) 「とにかく兄の居住権は発生しているのでたやすく〇〇〇〇〇を出なくていい、また出ることはいない。」との主張に対しては、兄の居住に関わる権利に対して差押処分がなんらかの侵害を行っており違法であるとの主張と解釈するが、差押処分が有する効力は当該財産の法律上又は事実上の処分を禁止するものであり、兄の居住継続を禁止し、立ち退きを求める効力がなく権利の侵害を行っていないことから、国税徴収法及び地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）に違反しているという審査請求人の主張は不相当である。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

#### (1) 納税の告知について

ア 固定資産税は、土地、家屋及び償却資産（以下「固定資産」という。）を所有する者が、その固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産の所在地の市町村に納める税金である（法第341条、第342条及び第343条並びに福井市市税賦課徴収条例（昭和25年福井市条例第39号）第40条）。

- イ 処分庁の説明によると、福井市では固定資産が共有名義となっている場合は、代表者を選定した上で、その代表者宛に納税の告知を行っており、本件については審査請求人の兄を代表者として選定していた。
- ウ 審査請求人の兄を代表者として本件不動産に係る固定資産税の納税交渉を行ってきたが、平成29年に自主納付による完納が見込めない者と判断するに至ったため、共有者であるところの審査請求人外1名に対して平成29年4月27日に、法第13条に規定する納税の告知を行った。
- エ ところで、審査請求人が違反を主張する納税の告知の誤りは、固定資産税賦課決定処分の手続きのひとつであり、本件処分である滞納処分に先行する処分である。先行処分の無効であることを後行処分の取消事由として主張することができるのは、先行処分が所管行政庁により取り消される、取消訴訟における取消判決により公定力が排除されて、先行処分が有効に存在しない又は先行処分に重大かつ明白な瑕疵があり取り消すまでもなく無効である場合に限られる（東京地裁平成26年4月17日判決に同旨）。
- オ しかしながら、先行処分である固定資産税賦課決定処分が存在しないならば格別、固定資産税賦課決定処分は適法に行われており、当該固定資産税賦課決定処分に重大かつ明白な瑕疵があることをうかがわせる事情も見受けられない。
- カ 以上より、当該固定資産税賦課決定処分は有効に存在するものであり、また、当該固定資産税賦課決定処分に重大かつ明白な瑕疵があり無効ということとはできない。
- キ よって、当該固定資産税賦課決定処分手続きの違反によって、差押処分等の取消を求めるとする審査請求人の主張は採用することができない。
- (2) 国税徴収法第153条第1項第2号について
- ア 国税徴収法第153条第1項第2号には「滞納処分の執行等をするることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」は「滞納処分の執行を停止することができる」と規定されている。
- イ そもそも滞納者の財産を差し押さえる要件は、同法第47条から78条までに規定され、同法第153条1項各号をもって滞納者の財産の差押えができなくなるとは定められているものではない。あくまでも処分庁がその職権で滞納処分の停止ができることが定められており、滞納者の申請に基づいて停止されるものではない。
- ウ 生活困窮への配慮については、同法第75条から第78条までに差押禁止財産の定めを置いており、本件不動産の差押えがされたとしても、同法第69条の規定において滞納者は本件不動産を通常の用法に従い、使用又は収益をすることができるため、滞納処分の停止の場合に当てはまらず、不動産を差し押さえることができなくなるとは解せない（東京地裁平成27年12月15日判決）。

エ そのため、審査請求人の兄が差押処分により出て行く必要がないという主張自体は上記判断と同様であり、差押処分を違法とする理由にならない。

オ また、審査請求人は本件不動産に居住しておらず、〇〇〇〇〇〇在住であり、審査請求書及び補正書の記載や、処分庁が聞き取りした内容の記録などからも、審査請求人がその生活を本件不動産に依拠していたと認められるものは見受けられず、審査請求人の兄に本件不動産の使用や管理を委ねていたことが認められるため、審査請求人の生活を著しく窮迫させる事実はなく、審査請求人について国税徴収法第153条第1項第2号の規定が当てはまる余地はない。

(3) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 第5 審査庁の意見

原処分の維持が適当と考えるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第6 審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

平成30年 4月17日 審査庁からの諮問

平成30年 5月 9日 審議

## 第7 審査会の判断の理由

おおむね審理員意見書の要旨及び審査庁の意見のとおりであり、本件処分について違法又は不当な点が認められず本件審査請求が棄却されるべきとした審理員の意見及び審査庁の意見は妥当であると判断するものである。

なお、審査会において検討した結果、次のとおり補足する。

- 1 審査請求書と補正書があるが、補正書においても審査請求の理由の根拠が記載されておらず、聞き取りを通じて国税徴収法による審査請求と解した流れになっているが、審査請求人のそもそもの不服は、課税処分の方にあると思われる。
- 2 当該課税処分については、審査請求期間が過ぎていることから却下とするのが本来と思われるが、審査請求人の思いをなるべく汲み上げるという姿勢は、この審査会が設置されている目的に合致するとも思われるものである。

以 上

福井市行政不服審査会

会 長 森口 功一  
委 員 田中 住江  
委 員 河合 孝彦